

## 西村あさひ法律事務所

米国の連邦レベルでの個人情報保護法に関する最新動向  
American Data Privacy and Protection Act の Discussion Draft の公表

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022年6月6日号

執筆者:

[E-mail](#) [石川 智也](#)

## 1. はじめに

2022年6月3日、米国の連邦レベルでの個人情報保護法として、American Data Privacy and Protection Act(ADPPA)の Discussion Draft が公表された。カリフォルニア州の CCPA など近時制定されてきた米国の各州のプライバシー関連法と比較してもかなり厳格な印象であるとともに、米国流の強大なエンフォースメント(FTCによる執行と個人による訴訟提起)によりその実効性が担保されており、成立すれば企業への影響は少なくないように思われる。本稿では、速報として、全体像を簡潔にまとめることとする。

## 2. 全体の構造

ADPPA の目的としては、基本的なデータプライバシーの権利を消費者に付与し、強固な監督のメカニズムを創設し、実効性のあるエンフォースメントを導入する旨が掲げられている。その上で、法律の名称、目次、各用語の定義に続いて、(1)忠実義務(Duty of Loyalty)、(2)消費者のデータの権利(Consumer Data Rights)、(3)企業の説明責任(Corporate Accountability)、(4)執行、適用スコープ等(Enforcement, Applicability, and Miscellaneous)の4つの偏(Title)から構成されている。

## 3. 適用される事業体とデータの範囲

まず、法律が適用される対象事業体(covered entity)の範囲はとても広い。すなわち、①対象データを収集、処理又は移転する事業体又は個人であって、米国連邦取引委員会法の適用を受ける者、米国通信法2編の適用を受けるコモンキャリア、及び自身やその構成員の利益のために事業を行うべく組織されたのではない組織を意味するとともに、②他の対象事業体との関係で支配・被支配・共同支配の関係があり、又は他の対象事業体と共通のブランドを共有する者が含まれる(2条(9))。FTC法は域外適用があり得る法律であり、米国向けのビジネスがある場合には、日本企業も①に含まれ得るし、米国に子会社がある場合には②により対象事業体に含まれるように思われる。

次に、法律により保護される対象データ(covered data)は、①個人(individual: 米国に居住する自然人を意味する。2条(16))を識別し、又は個人と関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のある情報と、②1人以上の個人を識別し、又はそれらの個人と関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のある端末をいい、派生データや一意の識別子も含まれる(2条(8)(A))。但し、非識別化データ、従業員データ、及び公に利用可能な情報(何れも定義用語である点に注意が必要である)については、対象データの範囲から除かれている(2条(8)(B))。従業員に関する情報については対象データの範囲から除かれる情報があることにはなるが、いわゆる B to B のビジネスであっても、取引先の担当者の情報を扱う以上は何らかの対象データが存在すると思われる(なお、B to B の取引先の担当者の情報を対象データの範囲から除外する規定は見当たらない)。

## 4. 忠実義務(Duty of Loyalty)

忠実義務は、データ最小化(data minimization)、忠実義務(Loyalty Duties)、プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by Design)、価格設定に関する個人への忠誠(Loyalty to Individuals with respect to Pricing)の4つの条文から構成される。

データ最小化(101条)については、対象事業体は、合理的に必要で、比例的で、かつ、①(a)個人により要求された具体的な製品若しくはサービス、又は、(b)関係性に照らして合理的に予期される限度での、対象事業体による個人へのコミュニケーションの

提供若しくは維持、又は、②ADPPA により明文で認められている目的の限度で、対象データを収集、処理又は移転しなければならないと規定されている。

忠実義務(102条)については、制限・禁止されるデータ処理の類型として8類型が掲げられている。特に、原則として、個人の正確な位置情報の第三者への移転、生体情報の収集・処理・移転、スマートフォンやウェアラブル端末を通じた個人の物理的な活動の移転が制限されている点は実務への影響もあるのではなかろうか。また、個人のインターネットの検索結果や閲覧履歴の集合体の移転の制限については、議論がなされているようでブラケットが付されている。さらに、これらの制限を解除するための積極的な明示の同意の取得という厳格な同意要件、同意を取得するに当たっての厳格な通知要件も、ADPPA が成立したときの実務への影響というだけではなく、今後のグローバル対応に向けたベストプラクティスを考えるに当たって大変興味深い。

プライバシー・バイ・デザイン(103条)は、対象事業者が、対象データの収集、処理及び移転に関して、合理的なポリシー、実務及び手続を導入し、かつ、履行しなければならないとするものである。なお、施行から1年以内に、FTC が合理的なポリシー、実務及び手続に該当するかについてのガイダンスを公表することも予定されている。

価格設定に関する個人への忠誠(104条)は、データを提供するか否かで価格を変更したり、サービス内容に違いを設けたりしてはいけないとするものである。なお、取引の継続性を理由にディスカウントや無償での商品・サービスを提供するようなプログラムまで否定するものではないことが明確にされている。

## 5. 消費者のデータの権利(Consumer Data Rights)

消費者のデータの権利は全10条から構成されるが、そのうちいくつかの規定を紹介することとしたい。

透明性(202条)においては、対象事業者には、プライバシーポリシーの公表を義務づけるとともに、重要な変更が生じた場合の手続や、大規模にデータを保有する者へのショートフォームでの通知義務の加重等について規定されている。プライバシーポリシーについては、記載事項が示されるのみならず(202条(b))、使用言語についても大要、商品又はサービスの提供に際して用いている言語で作成しなければならない旨のルールが定められている(202条(c))。プライバシーポリシーに、中国、ロシア、イラン、又は北朝鮮での処理等の有無について記載が求められている点(202条(b)(9))は、興味深い。

次に、データ主体には、アクセス権、訂正権、消去権、データポータビリティ権が付与されており、タイミング、権利行使のコスト、本人確認手続等について規定されている(203条)。また、センシティブデータの収集、処理又は移転にはデータ主体の積極的な明示の同意を要求するとともに、同意には撤回権を認めている(204条(a)(b))。さらに、第三者に対象データを移転する場合や、ターゲティング広告を行う場合について、オプトアウト権を認めている(204条(c)(d))。これらの点は、企業実務への影響が少なくないように思われる。

その他には、未成年者の保護に関する特則(205条)、大規模に個人データを収集する者による登録要件(206条)、差別の禁止(207条)、データセキュリティ(208条)等に関して規定されている。データセキュリティについては、最低限の要求事項が列挙されており(208条(b))、今後のグローバルでのセキュリティ体制の検討に当たっては、一度は見ておくのが良いのではあるまいか。また、差別の禁止との関連では、法律の施行後(年数は空欄になっている)が想定されているものの、大規模にデータを保有してアルゴリズムを利用している者にアルゴリズム影響評価なるものの実施を求めている点は、EUのAI規則案の内容を彷彿させる。

なお、売上、収集又は処理する対象データの数、移転を受けたデータから生じる売上の割合によっては、「small data exception」としてADPPAの規定の適用が一部免除されるが、免除される義務規定の範囲が非常に狭いことに注意が必要である(209条(c))。

## 6. 企業の説明責任(Corporate Accountability)

企業の説明責任は6条から構成される。

多くの企業に影響があるものとしては、1人以上のプライバシーオフィサー(Privacy Officer)とデータセキュリティオフィサー(Data Security Officer)(条文上は別の者を充てることが想定されているように読める一方で、両者の違いは明確でない)を選任する必要がある点(301条(c))と、サービスプロバイダの選択や、第三者への対象データの提供の決定に際し、合理的なデューデリジェンスを尽くす必要がある点(302条(c))であると思われる。サービスプロバイダと第三者については、それぞれ遵守事項が規定されている(302条(a)(b))。なお、対象事業者において、サービスプロバイダとの間でデータ処理契約を締結することや、データ処理契約の内容について直接に規律する条文は見当たらない。

また、大規模にデータを保有する事業者においては、ADPPAの成立から1年が経過して以降、CEO、プライバシーオフィサー及びデータセキュリティオフィサーが、毎年所定の事項をFTCに証明する必要がある(301条(a))。さらに、プライバシーオフィサー

のうち少なくとも 1 名は、プライバシー保護オフィサー(Privacy Protection Officer)として、CEO に直属することが必要となる(301 条(c)(3))。プライバシー保護オフィサーの職務は、301 条(c)(3)各号に列記されている。そして、大規模にデータを保有する事業者は、ADPPA の成立から 1 年が経過するタイミングと、大規模にデータを保有する事業者の定義に該当してから 1 年が経過するタイミングの何れか早いタイミング以降隔年で、プライバシー影響評価を実施することも義務づけられている(301 条(d))。これらは、EU の GDPR の下での Data Protection Officer(DPO)や、Data Protection Impact Assessment(DPIA)を思い起こさせる内容である。

その他、技術遵守プログラム(Technical Compliance Program、303 条)と FTC が承認するコンプライアンスガイドライン(Commission Approved Compliance Guidelines、304 条)の仕組みも大変興味深い。対象事業者の技術的な側面又はコンプライアンス全体について、申請に基づいて FTC が承認し、それらの遵守について一定の効果を与えるものである。後者は、越境移転規制の遵守のための仕組みではないが、当局が社内のコンプライアンス体制を承認するという意味では、EU の GDPR の下での Binding Corporate Rules(BCR)に似ている。

## 7. 執行、適用スコープ等(Enforcement, applicability, and Miscellaneous)

### (1) 執行

ADPPA の施行から 1 年以内に新たな行政組織の創設が予定されている(401 条(a))。

また、連邦取引委員会(Federal Trade Commission、FTC)に ADPPA の違反についての執行権限が付与されている(401 条(c))ほか、州の司法当局にも執行権限が付与されている(402 条)。両者間で権限を調整する旨の規定も存在する。

さらに、ADPPA の違反全般(カリフォルニア州の CCPA と異なり、訴訟を提起することができる違反事由は限定されていない)について、一定の手続制限の下で個人に訴訟を提起する権限が付与されている(403 条)。但し、この権限の付与については、ADPPA 施行から 4 年間の猶予期間が設けられることが予定されている。なお、法定損害(法律自体が一定の損害額を定めるもの)や懲罰的損害賠償に関する規定は見当たらない。

強大な権限を有する FTC に執行権限が付与されるとともに、個人による訴訟提起の可能性が明記されていることは、米国流の厳しいエンフォースメントが、プライバシーの分野においても本格化すると予感させるものである。

### (2) 適用スコープ

大要、連邦法である ADPPA が州法に優先するとして、ADPPA の内容と矛盾する州法の効力を否定している(404 条(b))。但し、例えば、従業員のプライバシー権や保護を定める法律や、データブリーチの際の通知義務を扱う法律については、上記の優先関係は適用されない旨が明確化されている(404 条(b)(C)(D))。したがって、現在米国の各州に存在するデータブリーチの際の通知義務については、ADPPA の成立・施行による影響は受けないこととなる。なお、ADPPA には、データブリーチの際の通知義務等を定める規定は見当たらない。

また、原則として ADPPA が他の連邦法に影響を及ぼすことはないと言われていたほか、ADPPA の成立によって、COPPA(Children's Online Privacy Protection Act、児童オンラインプライバシー保護法)が課している義務の内容が軽減・変更されるものではないことが明確化されている(406 条(a))。

### (3) 施行時期

ADPPA の成立から 180 日後に発効するとされているが、その日数にはブラケットが付されている(408 条)。

## 8. まとめ

冒頭でも述べたように、ADPPA の今後の見通しについては未だ不明である。もっとも、数年後の製品モデルや、長い目で見たときのシステム投資を検討するに当たっては、米国の動向は無視することができず、また、グローバルでの対応に当たっては、将来あり得る規制の内容を踏まえたベストプラクティスを常に磨いていく必要もある。その意味で、現在でも ADPPA の内容には参考となるところが少なくないと思われる。

そのほか、米国のプライバシー法関連として、カリフォルニア州では、現在適用されている CCPA が 2023 年 1 月 1 日に改正さ

れて CPRA に代わることが予定されているところ、その規則案と Initial Statement of Reasons のドラフトがそれぞれ 5 月 27 日と 6 月 3 日に公表されている。これらが固まり次第、2022 年の年末に向けて CCPA 対応のポリシー等の見直しが必要となる。ADPPA の動向と合わせて、各州の州法の動きからも引き続き目が離せない。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 